

## 財務諸表に対する注記

### 1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に疑義はございません。

### 2. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法について

満期保有目的の債券……………総平均法による原価基準を採用している。

#### (2) 固定資産の減価償却について

什器備品……………定率法による減価償却を実施している。

#### (3) 引当金の計上基準

退職給付引当金……………職員の退職に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき計上している。

#### (4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

#### (5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込み方式によっている。

### 3. 基本財産及び特定資産の増減及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	36,000,000	—	—	36,000,000
投資有価証券	15,000,000	—	—	15,000,000
小 計	51,000,000	—	—	51,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	24,000,000	—	—	24,000,000
小 計	24,000,000	—	—	24,000,000
合 計	75,000,000	—	—	75,000,000

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	36,000,000	—	(36,000,000)	—
投資有価証券	15,000,000	—	(15,000,000)	—
小 計	51,000,000	—	(51,000,000)	—
特定資産				
退職給付引当資産	24,000,000	—	—	(24,000,000)
小 計	24,000,000	—	—	(24,000,000)
合 計	75,000,000	—	(51,000,000)	(24,000,000)

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取 得 価 額	減 価 償 却 累 計 額	当 期 末 残 高
什器備品			
キャビネット	150,000	146,997	3,003
テレビ	150,850	124,137	26,713
本棚	245,400	240,489	4,911
タイルカーペット	336,000	265,655	70,345
パーテーション	357,000	339,150	17,850
プロジェクター	177,000	153,253	23,747
応接セット	366,009	214,815	151,194
ノートパソコン	215,040	22,400	192,640
パソコン	218,400	11,375	207,025
合 計	2,215,699	1,518,271	697,428

6. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	帳簿価額	時価	評価損益
利付商工組合中央金庫債券	15,000,000	15,004,800	4,800
利付商工組合中央金庫債券	2,500,000	2,501,200	1,200
利付商工組合中央金庫債券	2,510,000	2,511,607	1,607
合 計	20,010,000	20,017,607	7,607

7. リース取引関係については次のとおりである。

(1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：円)

科 目	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
什 器 備 品	2,764,041	2,378,041	386,000
合 計	2,764,041	2,378,041	386,000

② 未経過リース料期末残高相当額

1 年内	147,718円
1 年超	42,040
合計	189,758

③ 支払事業年度に係る支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	594,170円
減価償却費相当額	220,107
支払利息相当額	7,681

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。